

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の改正又は設定を行うこととする生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬登録基準については参考 1 を参照）。

農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和 2 年 3 月環境省告示第 31 号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水域環境中予測濃度について下表右欄の基準値を改正し、又は新たに設定することとします。

なお、改正し、又は新たに設定する基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル＝（ジブチルアミノチオ）メチルカルバマート（別名カルボスルファン）	0.040 $\mu\text{g}/\text{l}$
1- <i>tert</i> -ブチル-3-（2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル）チオウレア（別名ジアフェンチウロン）	0.053 $\mu\text{g}/\text{l}$
（1 <i>S</i> , 2 <i>R</i> , 5 <i>R</i> , 7 <i>R</i> , 9 <i>R</i> , 10 <i>S</i> , 14 <i>R</i> , 15 <i>S</i> , 19 <i>S</i> ）-7-（6-デオキシ-3- <i>O</i> -エチル-2, 4-ジ- <i>O</i> -メチル- α - <i>L</i> -マンノピラノシルオキシ）-15-〔（2 <i>R</i> , 5 <i>S</i> , 6 <i>R</i> ）-5-（ジメチルアミノ）テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ〕-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ〔10, 10, 0, 0 ^{2, 10} , 0 ^{5, 9} 〕ドコサ-11-エン-13, 21-ジオン（別名スピネトラム-J）及び（1 <i>S</i> , 2 <i>S</i> , 5 <i>R</i> , 7 <i>S</i> , 9 <i>S</i> , 10 <i>S</i> , 14 <i>R</i> , 15 <i>S</i> , 19 <i>S</i> ）-7-（6-デオキシ-3- <i>O</i> -エチル-2, 4-ジ- <i>O</i> -メチル- α - <i>L</i> -マンノピラノシルオキシ）-15-〔（2 <i>R</i> , 5 <i>S</i> , 6 <i>R</i> ）-5-（ジメチルアミノ）テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ〕-19-エチル-4, 14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ〔10, 10, 0, 0 ^{2, 10} , 0 ^{5, 9} 〕ドコサ-3, 11-ジエン-13, 21-ジオン（別名スピネトラム-L）の混合物（別名スピネトラム）	改正前： 310 $\mu\text{g}/\text{l}$ 改正後： 0.023 $\mu\text{g}/\text{l}$
ソルビタン脂肪酸エステル	14 $\mu\text{g}/\text{l}$